

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条
の感染症の種類として指定する等の政令案

内閣法制局説明資料

令和2年2月
厚生労働省健康局結核感染症課

目次

政令案の概要	1
【第1条、第3条及び第4条関係】新型コロナウイルス感染症を3号検疫感染症から準用感染症に位置付け直すことについて	2
【第5条関係】法定受託事務について	5
【第2条並びに附則第1項及び第2項関係】施行期日と政令の失効等について	7
【附則第3項関係】地方自治法施行令の一部改正について	8

政令案の概要

1. 政令案の趣旨

- 今般、我が国における新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に關し必要な措置を講ずるため、新型コロナウイルス感染症を検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 34 条の感染症として定めることとする。

2. 政令案の内容

- 新型コロナウイルス感染症について、法第 34 条の感染症として定めるとともに、同法の規定のうち準用されるものを定める。

3. 根拠条項

検疫法第 34 条及び第 34 条の 6

4. 施行期日等

公 布 日：令和 2 年 2 月 ● 日

施 行 期 日：公布の日の翌日

※ 施行の日から起算して 1 年を経過した日に、その効力を失うこととする。

レ

【第1条、第3条及び第4条関係】新型コロナウイルス感染症を3号検疫感染症から準用感染症に位置付け直すことについて

- 新型コロナウイルス感染症については、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）により、新たに法第3条第3号の検疫感染症（以下「3号検疫感染症」という。）に位置付けられたところ。
<3号検疫感染症への位置付けにより可能となる措置>
 - ・ 診察及び病原体の有無の検査（法第13条）
 - ・ 汚染された場所の消毒（法第14条第1項第3号）等
- 他方で、新型コロナウイルス感染症の国内及び海外における発生の状況は深刻さを増しており、これに対応するため、新型コロナウイルス感染症を3号検疫感染症ではなく、法第34条の感染症（以下「準用感染症」という。）に位置付け直すこととする。
<準用感染症への位置付けにより可能となる措置>
 - 3号検疫感染症への位置付けにより可能となる措置に加え、
 - ・ 隔離（法第14条第1項第1号）
 - ・ 停留（法第14条第1項第2号）

（1）3号検疫感染症と準用感染症の比較

- 3号検疫感染症と準用感染症の規定を比べた場合の扱いは、以下のとおりであり、準用感染症は、
 - ・（性質）3号検疫感染症より、生命・健康への影響が大きい場合に
 - ・（期限）1年以内という厳格な期限を設けること、
 - ・（適用）「人権侵害の程度が高い条文を除いて、一律に適用条文を定める」ではなく、「個別に適用規定を政令で定める」ことを許容していると解される。

	3号検疫感染症	準用感染症
性質	(共通) 病原体が国内に侵入することを防ぐ必要性	
	病原体の有無に関する検査が必要なもの ^(※)	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ
期限	(なし)	1年以内の期間
適用方法	<ul style="list-style-type: none">・法律において一律に規定・第14条第1項第1号及び第2号の規定の準用不可。	<ul style="list-style-type: none">・個別に規定・第14条第1項第1号及び第2号の規定の準用可。

※ 準用感染症であっても、当然病原体の有無に関する検査を要する。

（2）3号検疫感染症とした後に準用感染症に位置付けることについて

- 準用感染症については、検疫感染症以外のものとされており、3号感染症について隔離・停留を可能とするためには、(準用感染症にはなり得ないので、) 法改正により、法第3条第1号又は第2号の検疫感染症に位置付けるべきとも思われる。
 - 他方、仮に上記の理由により、3号検疫感染症を準用感染症に位置付けることを認めず、法改正まで隔離・停留を認めないとすれば、国民に大きな不利益を与える場合がありうる。例えば、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがまさに迫っている場合には、3号検疫感染症から準用感染症に振り替えることが許容されると解されるべきである。
- ※ この場合、3号検疫感染症の要件に該当するにも関わらず、3号検疫感染症から消除することとなるが、そもそも準用感染症は当然3号検疫感染症としての要件を満たすものであって、すなわち、ある疾病が3号検疫感染症の要件を満たす場合に、必ず3号に位置付けなければならないというものではない。

(3) 新型コロナウイルス感染症を準用感染症に位置付け直す必要性について

- 上記の通り、当該感染症が国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがまさに迫っている場合には、3号検疫感染症から準用感染症に位置付け直すことが許容されるべきところ、新型コロナウイルス感染症については、現時点での感染力の程度に係る評価が十分になされていない現状ではあるが、各国において感染拡大が見られる（※1）ほか、新型コロナウイルス感染症による死者は、中国においては感染拡大により重度急性呼吸器症候群（SARS）（※2）による死者を上回っており、香港・フィリピンにおいても死者が発生しているところ。

※1 感染拡大の状況

	1月31日時点	2月5日時点
感染国・地域	21	28
感染者数（うち、中国）	9800（9692）	24535（24324）
死者数（うち、中国）	212（212）	492（490）

※2 重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染症法上の扱い

- ・ 重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項の指定感染症として定める等の政令（平成15年政令第304号）により指定感染症に指定
- ・ 感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号）により、感染症法上の一類感染症に指定
- ・ その後の感染症法改正により、二類感染症に指定替え
(なお、重症急性呼吸器症候群（SARS）では、国内患者なし)

※3 平成15年の重度の急性呼吸器症候群（SARS）の中国での死者：349名

本年2月5日現時点における新型コロナウイルス感染症の中国での死者：490名

- 特に検疫について見れば、本年2月4日に横浜港に達し、同月6日に着岸したクルーズ船については、法上、港湾に留め置かれている段階では、感染拡大のおそれがなくなるまで、検疫済証又は仮検疫済証を出さなければ、船から上陸することができない仕組みを活用して、同港への上陸を認めていない。

- 他方で、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、検疫法上は隔離・停留の措置を講ずることができないことから、感染症法に基づく入院の勧告・措置として当該患者を入院させることとなっており、このタイミングで、都道府県知事（保健所設置市の場合は、保健所設置市長）に執行者が移行することとなり、港湾所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置市長）に相当の業務負担を与えることとなる。
- また、生活環境が一定程度整備された船舶においては上記の取扱いが可能であるが、航空機において上記の取扱いをすることは、必ずしも合理的・現実的ではない。
- このため、新型コロナウイルス感染症について、隔離・停留を行うため、これを検疫法上、3号検疫感染症ではなく、準用感染症に位置付け直し、隔離・停留の措置を可能とすることとする。
※ これらについても、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定める等の政令（令和2年政令第11号）の一部改正同様、無症状病原体保有者も対象とする。

（参考）法第5条（交通等の制限）

第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一～三 （略）

（4）法第16条第3項の政令で定める期間について

- 法第16条第3項においては、感染症ごとにその潜伏期間を考慮して停留を認める期間の限界を政令で定めることとされており、同項は本政令においても準用される。
- 新型コロナウイルス感染症については、現時点において、当該潜伏期間は最長14日としており、上記の期間を336時間として定める。

【第4条関係】法定受託事務について

- 今般、指定感染症について法の規定を準用するに当たっては、法定受託事務と自治事務の区分について、準用される規定における法定受託事務と自治事務の区分に従うこととしている。
- 事務の区分を規定するに当たっては、法定受託事務の明確化を図るため、本政令で準用されている規定から都道府県等の事務規定ではないものは除外して規定することとする。
- 以上を踏まえ、本政令第2条において準用されている法の規定を次の表のとおり分類する。

準用する規定	法定受託事務	自治事務	都道府県等の事務を定めていない規定
第1章 総則			
第2条の2			○
第2章 検疫			
第4条			○
第5条			○
第6条			○
第7条			○
第8条			○
第9条			○
第10条			○
第11条			○
第12条			○
第13条			○
第13条の2			○
第14条			○
第15条			○
第16条			○
第16条の2			○
第17条			○
第18条			○
第19条			○
第20条			○
第21条			○
第22条	○ 都道府県等：第2項から第5項まで		

第 23 条	○ 都道府県等：第 2 項から第 5 項まで (第 6 項において これらの準用する 場合を含む。) 及び 第 7 項 市町村：第 7 項		
第 23 条の 2			○
第 4 章 雜則			
第 28 条			○
第 29 条			○
第 30 条			○
第 31 条			○
第 32 条		○ 都道府県等：第 3 項	○ 第 1 項及び第 2 項
第 33 条		○ 都道府県等に係る 部分	○ 国に係る部分
第 41 条			○

【第2条並びに附則第1項及び第2項関係】施行期日と政令の失効等について

＜施行期日＞

- 刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法令については、公布日施行とせず、施行に当たって所要の周知期間をとるべきである。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑みれば、本政令は速やかに施行する必要があることから、「公布日の翌日から施行する」こととする。
※ 上記のとおり、国内外における新型コロナウイルス感染症のまん延の状況（死者の発生状況を含む。）が継続的に悪化しており、また、クルーズ船をはじめとする船舶・航空機の往来は極めて頻回であるところ、早急に施行する必要がある。

＜有効期限＞

- 準用感染症については、隔離、停留等の強い人権制限を法律ではなく政令で臨機に行うものであることから、検疫法第34条において「外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二条の二、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。」旨明記されている。
- 新型コロナウイルス感染症については、検疫法第34条に規定する「政令で定める期間」を本則である第2条において1年と明確に規定するとともに、附則第2項において1年を経過したときに効力を失う旨の失効規定を設ける。

＜経過措置＞

- さらに、罰則の適用及び都道府県の支弁すべき費用又は国の負担については、政令の失効後も、罰則を課す必要性や費用の精算行為を行う必要性があることから、政令失効後も効力を有する旨の経過措置を設ける。
※ なお、検疫法第40条において、「第三十四条の場合においては、当該政令で準用する規定に係る前五条の罰則の規定もまた、準用されるものとする。」とされているため、本政令では、罰則の規定の準用は要しない。

【附則第3項関係】地方自治法施行令の一部改正について

- 法定受託事務については、個別法において「法定受託事務」を特に定め、又は変更する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の別表を併せて改正しなければならないこととされている。
- 具体的には、法定受託事務の別表においては、上欄に法律名を法律番号順に、下欄に当該個別法で「法定受託事務」を特に定めている条文を個別法の表現のまま一覧として記載するという方式が採用されている。このため、新しい法律によって、「法定受託事務」が創設される場合には、その施行期日の順に従って、別表の末尾に追加されることとなっている。

また、個別法に基づく政令によって「法定受託事務」が創設される場合は、地方自治法第2条第10項の委任に基づいて、地方自治法施行令に同様の別表を設けることとされている。（参考：「逐条地方自治法」：松本英明著・学陽書房）

したがって、法に基づく本政令によって「法定受託事務」を特に定める場合には、検疫法第34条の5を準用するのではなく、本政令において法定受託事務を定めるとともに、地方自治法施行令の別表に追加を行う必要がある。
- 本政令において準用する法の規定については、法の準用による事務の創設であることから、法における事務の区分の整理に従うことが適当である。このため、検疫法第34条の5における法定受託事務の区分に従って、都道府県等の事務を定めていない規定を除き、本政令において法定受託事務を列挙して規定することとともに、地方自治法施行令の別表に同様の規定を列記することとする。